

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地

TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

6月といえば梅雨。雨が多いのはなんとなく気が滅入りますが、この時期に雨が少ないと夏の水不足が心配になります。

どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

消費税の軽減税率制度

2019年10月からは「区分記載請求書等保存方式」に!

2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

財務省は、2023年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」に代わって「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」を導入しこちらが恒久的な制度となる予定です。

今回は、「区分記載請求書等保存方式」についてご案内致します。

「区分記載請求書」の記載事項

「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

○発行者の氏名又は名称

○取引年月日

○取引内容

○受領者の氏名又は名称

○(追加)軽減税率の対象品目である旨(「印等をつけることにより明記)

○(追加)税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

新たに追加された2項目の記載がない「区分記載請求書」を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて「区分記載請求書」に追記することが出来ます。

免税事業者も「区分記載請求書」を交付することができます。



「区分記載請求書」(イメージ)

請求書

○○御中

□月分 21,800円(税込)

□月1日 牛肉 2kg **※** 5,400円

□月8日 割りばし4組 5,500円

合計

21,800円

(10%対象 11,000円)

(8%対象 10,800円)

△△(株)

【※】は軽減税率対象であることを示します。

(参考)現行制度から変わらない点

・「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売り事業者等が交付

するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

・「区分記載請求書」の交付義務及び交付した「区分記載請求書」の写しの保存義務はありません。

・「区分記載請求書」及び「帳簿」の保存が仕入税額控除(仕入先に支払った消費税相当額を差し引く)の要件となります。

・支払対価の額が3万円未満の場合や「区分記載請求書」の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、「帳簿」への記載及び保存により仕入税額控除をすることができます。

お仕事備忘録



1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ことになっています。

3. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

事務所賃貸の礼金と仲介手数料 今期の損金にできる？



仲介手数料と20万円未満の礼金であれば支払った年に全額損金にできます。

Question

事務所の賃貸にあたって礼金と仲介手数料を支払いました。支払い分の全額を今期の損金にできますか。

Answer

仲介手数料は全額を支払った年の損金にできます。一方で礼金は、20万円未満なら全額を当期の損金にできますが、20万円以上だと「繰延資産」に計上したうえで5年かけて償却しなければなりません。



建物を借りるために支払う権利金などの費用で支出の効果が1年以上続くものは「繰延資産」として計上し、償却期間に応じて償却します。20万円以上の礼金も繰延資産に該当し、償却期間は5年となっています。ただし契約による賃借期間が5年未満で、契約の更新に際して再び権利金の支払が必要であることが明らかなら、その賃借期間で償却します。

なお、敷金や保証金など契約満了日に返還されるものは、預け金的な性格のものであるため損金とはなりません。

会社が繰延資産の償却費を損金算入する際には、確定申告書に「繰延資産の償却額の計算に関する明細書(別表16(6))」を添付する必要があります。

(出典:納税通信)

お仕事カレンダー

6月 3日(月)	労働保険の年度更新(~7月10日)
6月 10日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(5月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
7月 1日(月)	4月決算法人の申告・納税、10月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 健康保険・厚生年金保険料の支払(5月分)



【クリニック経営の「つなぎ方、やめ方」セミナー】

日程: 2019年7月20日(土)

時間: 16:00~18:00

第2回

9月1日(日)
14:00~16:00

第3回

11月10日(日)
10:00~12:00

第1部【クリニック経営のつなぎ方、やめ方】

第2部【事業承継におけるお金の学校】



【事業承継セミナー】

日程: 2019年8月6日(火)

時間: 13:30~16:00

第4回

10月9日(水)
13:30~16:00

第5回

12月10日(火)
13:30~16:00

第1部【ファミリービジネス】の事業承継

第2部【エンゲージメント】のススメ

第3部【事業承継】のスキーム

場所: アオキマネジメント研修センター
参加費: 無料

参加申し込み・お問い合わせ
株式会社アオキマネジメントまで
TEL024-944-9222 Fax024-953-7898

なお、セミナー終了後、個別相談会を実施(要事前予約)